iii　アナログ入力信号は、同規格のC六一〇一―一の三・三の高周波テレビジョン信号を用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス三十九デシベル（ミリワット）とすること。

iv　デジタル入力信号レベルは、放送局による標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠した信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス四十九デシベル（ミリワット）とすること。

②　衛星放送波帯信号（アナログ又はデジタル）の入力による測定

i　映像信号は、動画映像信号を用いること。

ii　音声信号は、一キロヘルツ正弦波信号とすること。

iii　入力信号は、十一・七ギガヘルツ～十二・二ギガヘルツの周波数帯の放送衛星局による標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠する第一中間周波数帯に変換された信号を用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス四十五デシベル（ミリワット）とすること。

（二）　区分名

B.　液晶テレビ及びプラズマテレビ

区分名の表示に際しては、次の表の画素数欄、受信機型サイズ欄、動画表示欄、付加機能欄に応じそれぞれ同表の区分名欄に掲げる用語を用いて表示すること。なお、この表示の必要なテレビジョン受信機の対象範囲は、テレビジョン受信機（直視型のバックライトを使用した液晶パネル又はプラズマディスプレイパネルを有するものに限る。）で、交流の電路（定格周波数五十ヘルツ又は六十ヘルツ、定格電圧百ボルト）に使用されるものとする。

区分名	付加機能	動画表示	受信機型サイズ	画素数
DA	左記以外のもの	液晶ノーマル	十九V型未満	FHD
DA1	付加機能を一つ有するもの			
DA2	付加機能を二つ有するもの			
DA3	付加機能を三つ有するもの			
DB	左記以外のもの	液晶倍速		
DB1	付加機能を一つ有するもの			
DB2	付加機能を二つ有するもの			
DB3	付加機能を三つ有するもの			
DC	左記以外のもの	液晶ノーマル	十九V型以上三十二V型未満	
DC1	付加機能を一つ有するもの			
DC2	付加機能を二つ有するもの			
DC3	付加機能を三つ有するもの			
DD	左記以外のもの	液晶倍速		
DD1	付加機能を一つ有するもの			
DD2	付加機能を二つ有するもの			
DD3	付加機能を三つ有するもの			
DE	左記以外のもの	液晶四倍速又はプラズマ	三十二V型以上	右記以外のもの
DE1	付加機能を一つ有するもの			
DE2	付加機能を二つ有するもの			
DE3	付加機能を三つ有するもの			
DF	左記以外のもの	液晶ノーマル		
DF1	付加機能を一つ有するもの			
DF2	付加機能を二つ有するもの			
DF3	付加機能を三つ有するもの			
DG	左記以外のもの	液晶倍速		
DG1	付加機能を一つ有するもの			
DG2	付加機能を二つ有するもの			
DG3	付加機能を三つ有するもの			
DH	左記以外のもの	液晶四倍速又はプラズマ		
DH1	付加機能を一つ有するもの			
DH2	付加機能を二つ有するもの			
DH3	付加機能を三つ有するもの			
DI	左記以外のもの	液晶ノーマル	十九V型未満	
DI1	付加機能を一つ有するもの			
DI2	付加機能を二つ有するもの			
DI3	付加機能を三つ有するもの			
DJ	左記以外のもの	液晶倍速		
DJ1	付加機能を一つ有するもの			
DJ2	付加機能を二つ有するもの			
DJ3	付加機能を三つ有するもの			
DK	左記以外のもの	液晶ノーマル	十九V型以上三十二V型未満	
DK1	付加機能を一つ有するもの			
DK2	付加機能を二つ有するもの			
DK3	付加機能を三つ有するもの			